

私たちの共済年金

財政再計算結果と新保険料率について

組合員の皆さまに、これまでリーフレットなどでお知らせしてきましたように、本年は組合員の皆さまが加入している共済年金で5年に一度の「財政再計算」を行う年になっています。

去る5月27日に財務省から財政再計算に関する通知がありましたので、これを受けて財政再計算作業を進め、保険料率及び財政の見通しを作成の上、6月10日開催の第109回年金業務懇談会に諮り、6月12日開催の運営審議会懇談会において説明しました。その後、6月16日開催の第110回年金業務懇談会において同懇談会の「まとめ」を経て、新掛金率の適用に伴う国家公務員共済組合連合会の定款変更案を6月26日開催の第74回運営審議会に提案し、原案どおり議が了されました。連合会では、この結果を受け、財務大臣の認可を受けて定款変更を行いました。

そこで今回は、その内容についてご紹介いたします。

目 次

<財政再計算結果>

財政再計算結果の概略について	2
組合員数及び年金受給権者数の見通しについて (国共済 + 地共済)	3
厚生年金部分の財政の見通しについて	4
旧職域部分にかかる積立金と収支差額	5

<年金業務懇談会における審議の結果>

(参考資料) 財務省からの通知	7
-----------------------	---

<新保険料率について>

◎ 財政再計算結果の概略について

国家公務員共済組合（国共済）では、平成16年以来、地方公務員共済組合（地共済）と財政単位を一元化し、保険料率を統一するとともに、財政調整を行って両制度の費用負担の平準化等を行ってきました。

また、一昨年（平成24年）8月には「被用者年金一元化法」が公布され、平成27年10月からは共済年金の財政が厚生年金に一元化されることになっています。

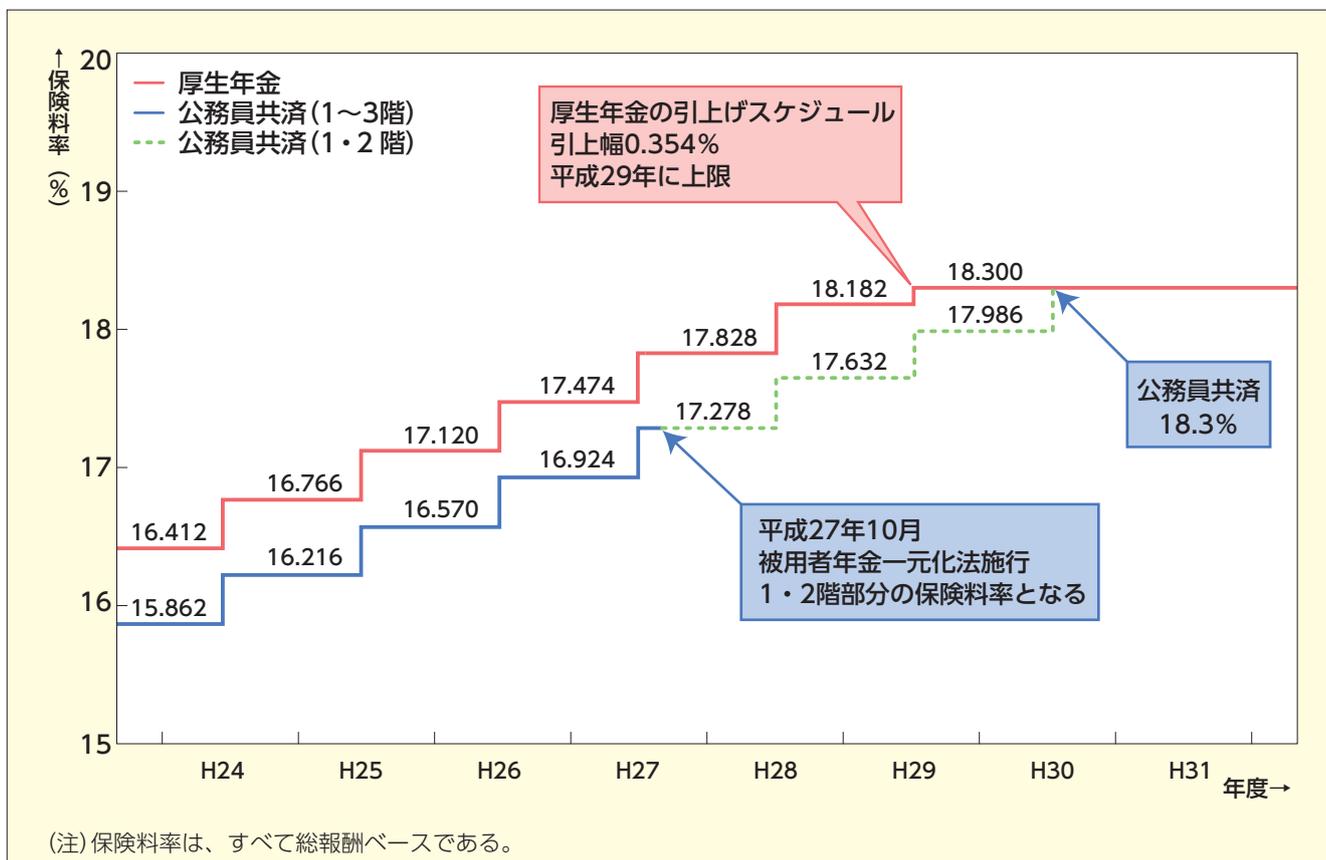
こうしたことから、今回の財政再計算では、被用者年金の一元化を前提としつつ、財政単位が一元化されている地共済を含む公務員共済全体として、おおむね100年間に相当する期間の財政の見通しを作成しています。

なお、今回の財政再計算では、経済に関する前提については、厚生年金の平成26年財政検証と同様にすることとされているため、複数の前提を置いています。

《保険料率について》

保険料率については、前回の財政再計算では平成22年度以降、毎年9月に0.354%ずつ引き上げる見通しが示されていましたが、今回の財政再計算では、従来の見通しと同様に引き上げることとすれば、財政上の問題が生じないことが確認されました。

○ 保険料率の将来見通し



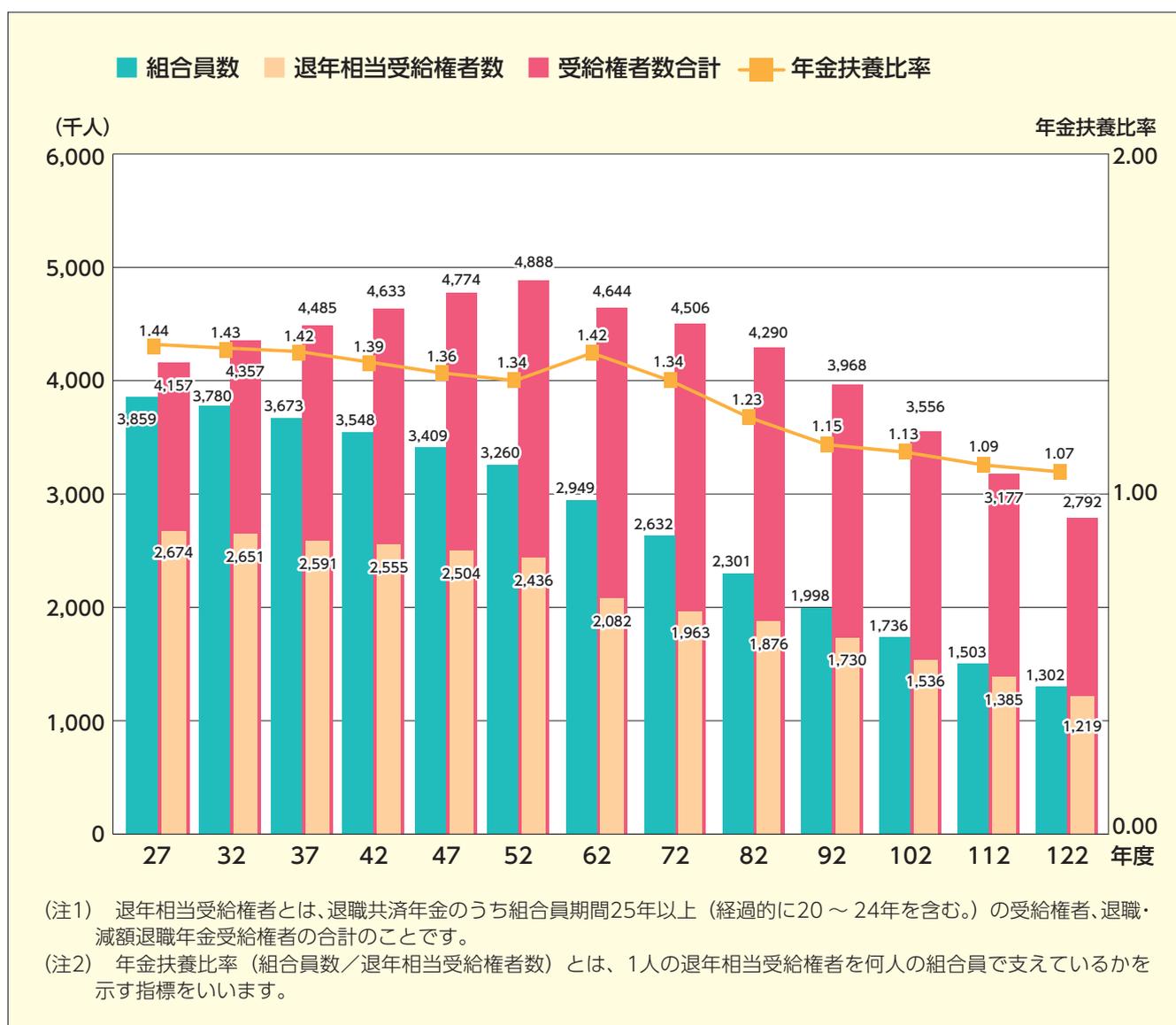
● 組合員数及び年金受給権者数の見通しについて (国共済+地共済)

将来の組合員数については、平成24年度末の組合員数の総人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計を基礎として見込んでいます（7頁「3.」参照）。少子化の影響による人口の減少に伴い、組合員数は平成27年度の386万人から平成122年度には130万人まで減少するものと見込んでいます。

一方、年金受給権者数は、当面は年々増加していきませんが、平成52年度に489万人に達した後は組合員数の減少に伴い年金受給権者数も減少する見込みです。

この結果、1人の退年相当受給権者^(注1)を何人の組合員で支えているかを示す年金扶養比率^(注2)は年々減少し、平成122年度には1.07人の組合員で1人の退年相当受給権者を支える状況になると見込まれています。

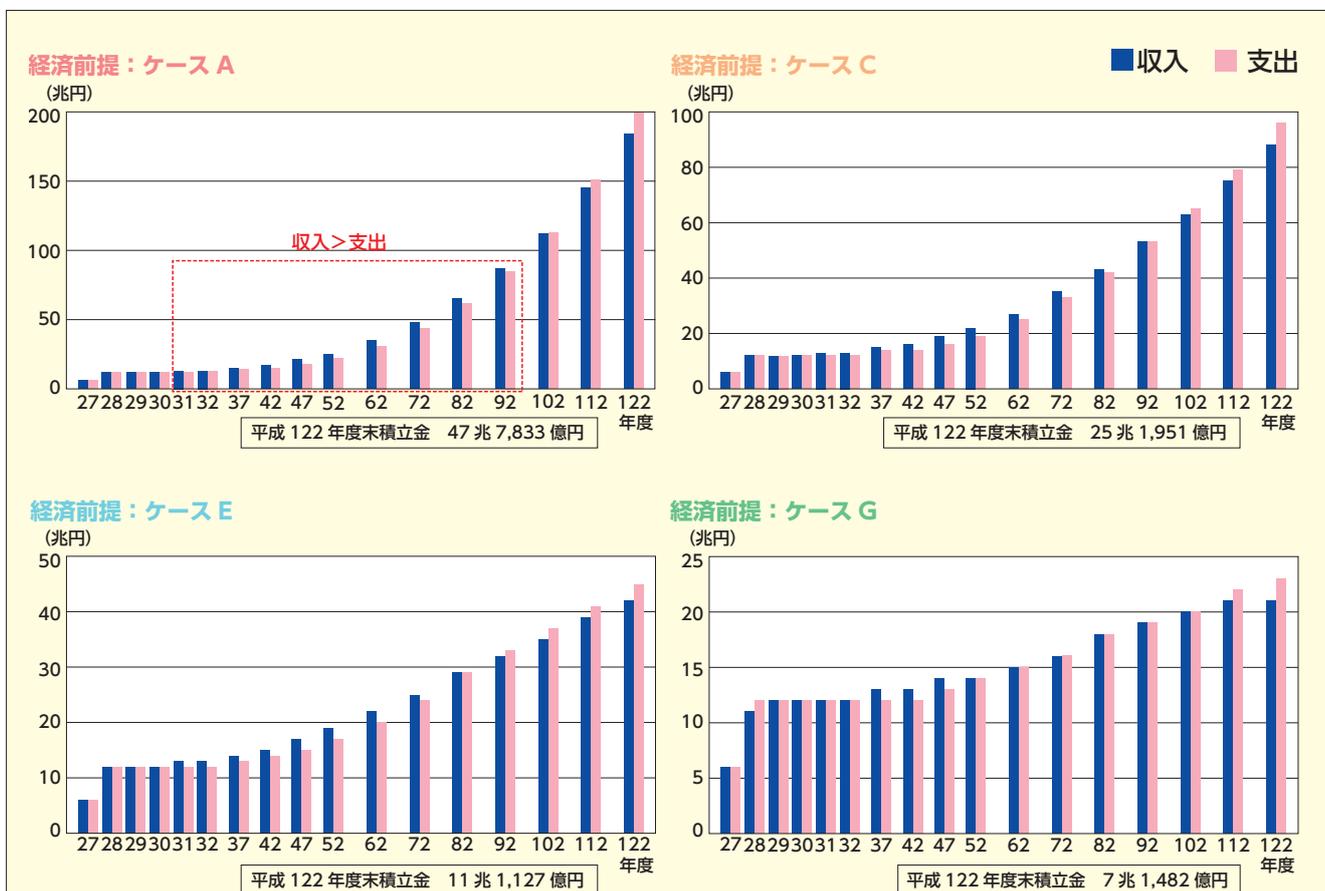
○ 組合員数、年金受給権者数及び年金扶養比率の見通し (国共済+地共済)



◎厚生年金部分の財政の見通しについて

今回の財政再計算では、被用者年金一元化を前提としていることから、平成27年10月以降の財政の見通しは、厚生年金部分と旧職域部分に分けて作成しています。

経済前提として複数のケースを設定していますが、厚生年金部分の見通しを見ると、いずれのケースにおいても足下の数年間（平成29～31年度頃まで）は支出が収入を上回っていますが、保険料率が18.3%まで引き上げられ、支給開始年齢が段階的に65歳になることなどから、その後は数十年にわたり収入が支出を上回る状態が続きます。最終的には積立金を活用して年金給付に充当することになっているため、平成82～102年度頃からは再び支出が収入を上回ることとなります。



(注) 各ケースの長期的な経済前提は次の通り。

	ケース A	ケース C	ケース E	ケース G
物価上昇率	2.0%	1.6%	1.2%	0.9%
賃金上昇率 (実質<対物価>)	2.3%	1.8%	1.3%	1.0%
運用利回り (実質<対物価>)	3.4%	3.2%	3.0%	2.2%
運用利回り (スプレッド<対賃金>)	1.1%	1.4%	1.7%	1.2%
(参考) 経済成長率 (実質<対物価>)	1.4%	0.9%	0.4%	▲0.2%

※ 数値につきましては、他のケースも含め、連合会ホームページをご覧ください。

<http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/pdf/26res.pdf>

◎旧職域部分にかかる積立金と収支差額

被用者年金一元化法により、職域部分は平成27年10月1日に廃止されますが、既裁定者はもちろん、同日において共済年金の受給権を有していない者（未裁定者）についても、それまでの加入期間に応じた職域部分は支給されることとされています。

この財源としては、現在の共済年金の積立金から厚生年金の積立金の水準に見合った額を厚生年金の共通財源として仕分けた残りを充てることとされています。

今回の財政再計算では、経済前提として複数のケースを設定していますが、いずれのケースにおいても収支差額をまかなえる積立金を保有しており、職域部分の年金支払いには支障が生じない見通しとなっています。

なお、この職域部分の廃止とともに、新たに「年金払い退職給付」が創設されますが、その具体的な内容につきましては、改めてご紹介していくこととしております。

旧職域部分にかかる積立金と収支差額（国共済+地共済）

①経過的長期給付に係る積立金の額

経済前提：ケースA、C、E …………… 197,563億円

経済前提：ケースG …………… 197,494億円

②経過的長期給付に係る収支差額

年度		ケースA (億円)	ケースC (億円)	ケースE (億円)	ケースG (億円)
平成	西暦				
27	2015	△ 3,064	△ 3,064	△ 3,064	△ 3,063
28	2016	△ 6,314	△ 6,314	△ 6,314	△ 6,285
29	2017	△ 6,520	△ 6,468	△ 6,468	△ 6,401
30	2018	△ 6,857	△ 6,773	△ 6,735	△ 6,646
31	2019	△ 7,071	△ 6,984	△ 6,885	△ 6,734
32	2020	△ 7,265	△ 7,176	△ 7,054	△ 6,800
37	2025	△ 8,600	△ 8,468	△ 8,298	△ 7,360
42	2030	△ 9,871	△ 9,516	△ 9,130	△ 7,586
47	2035	△ 11,008	△ 10,255	△ 9,587	△ 7,759
52	2040	△ 12,253	△ 10,838	△ 9,609	△ 7,552
62	2050	△ 11,807	△ 9,582	△ 7,792	△ 5,696
72	2060	△ 8,788	△ 6,538	△ 4,863	△ 3,347
82	2070	△ 4,982	△ 3,398	△ 2,311	△ 1,495
92	2080	△ 1,908	△ 1,196	△ 746	△ 452
102	2090	△ 380	△ 219	△ 126	△ 72
112	2100	△ 22	△ 12	△ 6	△ 3
122	2110	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0
収支差額の 現在価値の合計		△ 189,111	△ 184,128	△ 179,368	△ 179,599

(注) 経過的長期給付に係る積立金額は時価ベースであり、そのうち評価益額は0.9兆円程度。

※ 他のケースにつきましては、連合会ホームページをご覧ください。

<http://www.kkr.or.jp/seidokaikaku/pdf/26res.pdf>

年金業務懇談会における審議の結果

今回の財政再計算結果について、年金業務懇談会（事務主管者側委員5名、組合員を代表する側委員5名、学識経験者委員3名で構成）で審議を行いました。6月16日開催の第110回会合で次のように「まとめ」が行われています。

平成26年6月16日
第110回年金業務懇談会

まとめ

当懇談会は、本年9月が財政再計算の時期に当たることから、本問題について昨年6月12日以降審議を重ねてきた。

平成24年8月に、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公正性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるための「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が公布され、平成27年10月から公務員についても厚生年金保険制度を適用することとされた。

今般の審議の過程を通じ、当懇談会としては国家公務員の年金を含む公的年金の現状及び将来は、少子高齢化の一層の進展等、極めて厳しい状況にあり、社会経済情勢の変化に対応すべく持続可能な制度を堅持して行く必要があるとの認識で一致した。

国家公務員共済組合法及び同法施行令並びに財務大臣の定める算定方法に基づき、連合会が算定した保険料率及び財政の見通しについては、算定に当たって示された前提条件を満たしているとともに、保険数理上妥当な数字であると認められる。

提案された新保険料率は、厚生年金の保険料率の引上げ幅に配慮しつつ、組合員の負担増にも考慮したものになっており、また、保険料率の段階的な引上げ幅も適切であるとの結論に達し、これをもって年金業務懇談会の「まとめ」とする。

(参考資料) **財務省からの通知**
財政再計算は、財務大臣の定める方法に沿って実施しています。

去る5月27日、財務省より「国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について」の通知がありました。今回の財政再計算はこの通知に沿って行っておりますが、その内容は、次のとおりです。

1. 平成26年9月1日を基準時点として再計算を行うこと。
2. 長期給付に要する費用の算定に当たっては、既に公布されている法律の施行を前提とすること。
3. 将来の組合員数については、平成24年度末の組合員数の総人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における出生中位（死亡中位）推計を基礎として推計すること。ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること。
4. 基礎率（経済的要素）並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成26年財政検証において用いられた前提と同様にすること。
5. 法（注）第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」は、平成122年度とすること。
6. 保険料率は、平成26年9月及び平成27年9月に引き上げるものとし、その際、地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること。ただし、保険料率の毎回の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとする。
7. 長期給付に要する費用の見通しは、厚生年金の平成26年財政検証の結果を参照して作成すること。
8. 上記6による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

(注)法とは、国家公務員共済組合法のことをいいます。

新保険料率について

組合員の皆さまが加入している共済年金の保険料率は、本年9月から16.924%に、来年9月からは17.278%に引き上げられます。

なお、この保険料率17.278%は、平成27年10月から組合員の皆さまが加入することとなる厚生年金（1・2階部分）の保険料率とされ、その後毎年0.354%ずつ引き上げた上で平成30年9月に厚生年金の上限保険料率である18.3%に到達することとされております。

(2頁のグラフを参照)

〈財政再計算結果による新保険料率〉

(単位：%)

	現 行	26 年 9 月～	27 年 9 月
保険料率	16.570	16.924	17.278
うち組合員負担分	8.285	8.462	8.639

これまでの国共済年金の現状や財政再計算についてのリーフレット等は
連合会のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

平成26年7月発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南 1-1-10 九段合同庁舎

TEL 03-3222-1841

<http://www.kkr.or.jp/>